

平成25年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

平成25年11月22日

平成25年11月22日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館2階視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第10 報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
- 日程第11 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について
- 日程第12 報告第6号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一

20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	39番	小倉新一
40番	多田晃一	41番	大須賀常政
42番	三橋和男	43番	小林一男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

16番	浅野文男	26番	星越清徳
38番	菱木重雄		

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜澤清明	管理班長	篠塚和広
農地班長	高橋重正	副主幹	越川泰克
主査	伊藤健	主任主事	小川敦弘

開会 午後 1時30分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。

欠席委員は、16番 浅野文男委員、26番 星越清徳委員、38番 菱木重雄委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、15番 篠塚正悟委員、25番 大坂雅道委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第6号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人の新規就農による所有権移転するものであります。

整理番号2番、譲受人が新規就農のための使用貸借権設定するものであります。

整理番号3番、譲受人が共有持分2分の1の贈与を受けるための所有権移転するものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が贈与を受けるための所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が贈与を受けるための所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が贈与を受けるための所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号10番、譲受人の再設定による使用貸借権設定であります。

整理番号11番、譲受人が耕作利用を図るためによる所有権移転であります。

整理番号12番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号13番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号14番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号15番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号16番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号17番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

以上でございます。よろしく、ご検討をお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 去る、11月13日、水曜日、午後1時30分より市役所3階301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は17件であります。

それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、許可相当の要件を満たしているものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を願います。

整理番号1番ないし3番の3件について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番及び2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が新規に就農するため、農地の買受と借受けをするものであります。

譲受人は、茨城県龍ヶ崎市内のマンションに住んでおりますが、定年を機会に農地付の農家住宅を約5年前に購入し、畑は既に家庭菜園として耕作しております。

今回、新たに約50アール以上の畑を借り受けることが可能になったため、本格的に農業を始めるものであります。

なお、譲受人は茨城県農業大学校で営農支援研修、トラクターの安全運転講習の受講と龍ヶ崎市民農園で10年にわたり営農指導を受けていることから、新規就農者として許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

続いて、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、弟の譲渡人が兄の譲受人に共有持分の2分の1を贈与するものであります。

譲受人は兼業農家ですが、母親が専業農家で養豚も営んでおり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 次に、4番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 次に、5番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は、親子間の贈与でありまして、譲受人も専業農家でございます。今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており

ます。許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、6番、7番の2件について、14番 埴委員。

14番埴委員 まず、6番の方からご説明したいと思います。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は水田耕作面積が約400アールの大規模な水稻生産農家であり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

よろしく、お願いいたします。

では、7番の方。

この申請に関しましては、親子間の贈与であり譲受人は会社員と兼業をしております。水田耕作を家族一体で従事しており今後とも農地の良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、8番について、15番 篠塚委員

15番篠塚委員 この申請は、譲渡人と譲受人がいとこ同士の関係で、譲渡人が農業廃止のため、規模拡大を計画していました譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は専業農家であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、9番について、16番 浅野委員であります。本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、整理番号9番について、代読させていただきます。

この申請は、譲受人が自作地に隣接しております耕作利便な申請地を譲り受けるものであります。よって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、10番について、17番 向後委員。

17番向後委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給中であり、申請地の使用貸借権設

定期間が満了のため、再設定するものであります。

なお、経営移譲を受けている譲受人は自宅に近い〇〇に勤務していることから、再設定後も引き続き農地の良好な維持管理が可能なことから許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番について、21番 林委員。

21番林委員 この申請は、譲受人が自宅に隣接している耕作利便な申請地を譲り受けるものであります。今後とも農地の良好な維持管理ができると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 書類及び現地調査を行った結果、両者は親戚関係でありまして、譲受人は現在、会社勤めの兼業農家であります。更なる規模拡大を予定しているため、今回の申請地を譲り受けるものでございます。

なお、譲受人は取得後の面積が50アール、この要件を満たすことと、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、13番について、28番 高木委員。

28番高木委員 この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を目的として、申請地を譲り受けるものであります。

申請地は、現在ビニールハウスが建っており、譲受人はハウスを利用してブドウを生産するとのことであります。今後も有効利用が図られることから、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、14番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、申請地を譲り受けるものであります。

譲受人は、寺内区内でも有力な大規模水稻生産農家であり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、15番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 この申請は、譲受人は合併前の市町村名でいうところの旧干潟町の農家で、

高萩及び山倉の申請地まで通作距離は約10km、通作時間は車で約20分でございますので、取得後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしております、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、16番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号16番については、本刷の7ページと8ページにまたがっておりますので、ご確認ください。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自宅から近く耕作利便な申請地を譲り受けるものであります。

譲受人は、水田を所有及び借り受けを合計して約350アールほど耕作をしている大規模な水稻農家であり、取得後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、17番について、43番 小林委員。

43番小林委員 この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、隣接地の申請地を譲り受けるものであります。

譲受人は、年齢も70歳と高齢ではありますが、現役の専業農家であり取得後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、平成24年1月16日付け千葉県香農指令第101号の9-18で、農業用施設用地として許可済み案件であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第4条の計画変更案件は1件であります。

議案第3号整理番号1番、議案第5号整理番号3番との関連案件であります。

この案件については現地調査済みであり、農地には影響は見られないことから農地法第4条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられます。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明いたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 議案第3号整理番号1番、議案第5号整理番号3番との関連案件でございます。申請地は県道〇〇〇〇線付近の山倉地先にある土地であります。

譲受人は農作物の集出荷業を営んでおりまして、現在の敷地では狭いために新たに農業用倉庫を建築する計画でありまして、以前隣接地で転用許可を取得しましたが、既存施設との間に水路がありまして不便のため、今回その変更をして水路を迂回させ、農業用倉庫を建築するものであります。用水・雑排水はなく、雨水は敷地内に設ける浸透池により処理することとあります。

隣接農地耕作者への説明もしてありまして、資金計画・造成計画につきましても妥当であるため、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしておりまして、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、平成24年1月16日付けで千葉県香農指令第106号の10-76で、農業用施設用地として許可済みであります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は1件であります。

議案第2号整理番号1番、議案第5号整理番号3番との関連案件であります。

この案件については既に現地調査済みであり、農地には影響は見られないことから農地法第5条計画変更承認要件を満たしていると考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明いたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号1番は、先ほどご説明しました議案第2号1番と同一案件でございます。内容につきましては省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

議案第5号整理番号1番との関連案件であります。

審査結果について、報告いたします。

この案件は既に現地調査済みであり、実効性等問題ないとの意見であります。転用許可要件を満たしているものと考えられます。許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明いたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 場所は〇〇〇〇、町内という佐原区の〇〇〇〇、国道356号線を神崎方面に向かって〇〇〇〇があります。〇〇〇〇を渡る手前、〇〇の脇で周辺は住宅が開発されている地域でございます。

申請人は遊休農地の有効利用のため、今回太陽光システムを設置し売電する計画でございます。

現地は、埋立等の造成工事を行わず、雨水は自然浸透とのことです。

土地改良区の転用同意も得、隣接所有者との説明も行い問題ありません。

以上を踏まえ、各書類、事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断します。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

初めに整理番号7番に関しまして、11月21日付で取下げ申請がありましたので、報告いたします。

それでは、整理番号1番について。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電に伴う一時転用による進入路用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う使用賃借権設定で〇〇〇〇展示場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが、許可例外規定施行規則第33条第4号のうち地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で農業用施設用地とのことであります。

申請地は、農業振興地域内農用地区域ではありますが、許可例外規定農業振興地域の整備にかかる法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において、規定された用途に供するものに該当するものと判断されます。

整理番号4番、転用を伴う使用賃借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種

農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で〇〇〇〇施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

審査結果について報告いたします。

整理番号1番と3番については現地調査済みであります。

その他案件につきましても実効性等問題はないとの意見であることから、転用許可要件を満たしているものと考えられます。許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 本件は太陽光システム設置の工事を行うための工事車輛の進入路として一時的に転用するものであり、議案第4号整理番号1番との関連案件であります。

進入路は幅4メートルで盛土を行い、その上に鉄板を引き工事車輛の通路として使用するもので、使用後は整地して返還するというところでございます。

使用期間も短く隣地同意も得ており、周辺農地にも影響ありません。

なお、進入路には水路を横断するため、道路河川課の占用許可も受けておりますので、この計画は適切であると思われるので、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 申請地は本矢作地先の〇〇〇〇の事務所前で、平成25年10月8日付けで農振除外となった場所です。

譲受人は平成16年より申請地近隣にて〇〇〇〇販売業を行っており、現在の営業地は事務

所兼倉庫が建築されており〇〇〇〇展示場が狭くお客様への対応が不十分のため申請地を〇〇〇〇展示場として申請するものです。

埋立等の造成工事は行わず、用水・雑排水はなく、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地所有者への説明もされ問題なく、資金計画・造成計画についても妥当であるため、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に3番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号3番につきましては、先ほどご説明しました議案第2号の整理番号1番の案件と関連案件でありまして、説明につきましては省略いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 譲受人は譲渡人の子供であります。現在、譲受人はアパートにて生活しております。今回結婚しましたので、地元に戻りまして実家の近隣に住宅を建築するものです。

埋立等の造成工事は行わず現況のまま使用し、用水は水道水、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流いたします。土地改良区の同意書も添付があります。雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地耕作者への説明もしてあり問題はなく、資金計画・造成計画についても妥当であります。農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、11番 林 藤江委員。

11番林委員 申請地は県道八日市場山田線沿いで集落の中を通る広い道路があります。〇〇〇〇などもあり住宅地の中にある土地です。

譲受人は申請地の隣接地の店舗兼住宅において、二世帯で生活しており手狭なため、新たに住宅を建築するものです。

埋立等の造成工事は行わず、用水は上水道、雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても妥当であるため、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、21番 林 弘委員。

21 番林委員 申請地は県道大栄栗源干潟線より〇〇〇〇の付近にある交差点を〇〇メートルほど旭市に向かって左側です。

譲受人は以前より隣接地において〇〇〇〇の理事を務めており、需要が拡大したために新たに新設するとのことです。

埋立造成工事を行わず、用水は上水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、施設内で蒸発散処理し、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地への影響も見られず説明も十分であり、資金計画・造成計画についても妥当であると判断できます。農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第8次農用地利用集積計画、整理番号1番から125番までの設定であります。

使用貸借権の設定、新規5件、4,743㎡、これはすべて畑であります。

賃借権の設定、新規 74 件、232,656 m<sup>2</sup>、このうち田は 207,685 m<sup>2</sup>、畑は 24,971 m<sup>2</sup>であります。

賃借権の再設定、44 件、215,999.74 m<sup>2</sup>、このうち田は 213,995 m<sup>2</sup>、畑は 2,004.74 m<sup>2</sup>であります。

所有権移転、2 件、14,709 m<sup>2</sup>、これはすべて畑であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第 6 号 96 番については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号 96 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 96 番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、議案第 6 号 96 番を除く 124 件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号 96 番を除く 124 件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 96番を除く124件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 報告第1号から報告第6号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は2件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、18件であります。

報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、5件であります。

報告第6号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について。農業振興地域の整

備に関する法律施行令第9条の規定による同計画に係る軽微な変更について、香取市長より通知があったので報告する。平成25年11月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1件であります。

以上でございます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時19分